

V 計量士の登録及び適正計量管理事業所の指定

1 計量士の登録

産業の進展に伴い、計量技術も高度化、専門化していることから、一定分野の計量については専門的技術・実務経験を有する者に資格を与え、その職務を担わせる目的での「計量士制度」が設けられている。

計量士は、一般計量士、環境計量士（濃度関係）、環境計量士（騒音・振動関係）に区分され、国への登録（県経由）が必要である。

① 令和6年度中における計量士の登録に関する経済産業大臣への送付件数

申請種類名	件数
登録申請	9
資格認定	1
登録証訂正申請	0
登録証再交付申請	0
資格認定証再交付申請	0
計	10

② 令和7年3月31日現在当県を経由しての計量士登録者数

登録種別	人数
一般計量士	486
環境計量士（濃度）	437
環境計量士（騒音・振動）	211
計	1,134

(注) 登録種別の重複者を含む(旧法での環境登録者は濃度と騒音・振動の両方を有する。)

2 適正計量管理事業所の指定

特定計量器の使用者が検査設備を持ち、かつ、計量士による自主管理を行う場合は、適正計量管理事業所として国や県の指定を受けることができる。この指定を受けた事業所は、使用する特定計量器を計量士が定期的に検査することで、定期検査が免除される。また、使用している特定計量器の簡易な修理も行うことができる。

① 令和6年度中における取扱件数

○ 経済産業大臣への送付件数

種 別	件 数
指 定 申 請	0
事 業 廃 止 届	0
記 載 事 項 変 更 届	0
計	0

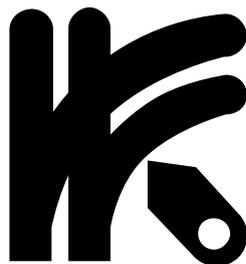
○ 県知事指定分の処理件数

種 別	件 数
指 定 申 請	2
事 業 廃 止 届	6
記 載 事 項 変 更 届	86
計	94

② 適正計量管理事業所の指定を受けている事業所数

(令和7年3月31日現在)

県 知 事 指 定	926 件
-----------	-------



適正計量管理事業所の標識